

最高人民法院による
コンピューターネットワークドメインネームに
関連する民事紛争事件の審理における
法律適用の若干問題についての解釈

2001年7月17日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院によるコンピューターネットワークドメインネームに関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈

(2001年7月17日最高人民法院公布 2001年7月24日から施行)
法釈[2001]24号

コンピューターネットワークのドメイン名の登録、使用などの行為に関連する民事紛争事件（以下ドメイン名紛争事件と略称する）を正確に審理するために、《中華人民共和国民法通則》（以下民法通則と略称する）、《中華人民共和国反不正競争法》（以下反不正競争法と略称する）及び《中華人民共和国民事訴訟法》（以下民事訴訟法と略称する）などの法律の規定に基づき、次の通り説明をする。

第1条 コンピューターネットワークのドメイン名の登録、使用などの行為に関連する民事紛争について、当事者が人民法院へ訴訟を起し、審査を経て民事訴訟法第108条の規定に符合する場合、人民法院は受理しなければならない。

第2条 ドメイン名に関連する権利侵害事件は、権利侵害行為地又は被告の住所地の中級人民法院が管轄する。権利侵害行為地又は被告住所地进行を確定し難い場合は、原告が当該ドメイン名を発見したコンピューターターミナルなどの設備所在地を権利侵害行為地とみなすことができる。

ドメイン名紛争に関連する事件には、当事者の一方又は双方が外国人、国籍のない者、外国企業や組織、国際組織である場合やドメイン名登録地が外国のドメイン名紛争事件も含める。中華人民共和国国内で生じたドメイン名に関連する紛争事件は、民事訴訟法第4編の規定に照らし管轄を確定する。

第3条 ドメイン名紛争事件の概要は、争議の双方当事者の法律関係の性質に基づき確定し、且つその前にコンピューターネットワークのドメイン名を冠する。争議の法律関係の性質が確定し難い場合、コンピューターネットワークのドメイン名紛争事件と称することができる。

第4条 人民法院はドメイン名紛争事件を審理する場合、以下の各項の条件に符合するものについては、ドメイン名を登録、使用するなどの行為が権利侵害又は不正競争を構成した被告と認定しなければならない。

(1) 原告が保護を求める民事上の権益が合法的で有効である。

(2) 被告のドメイン名又はその主要部分が原告の著名商標の複製、模倣、翻訳又は音訳である場合又は原告の登録商標、ドメイン名などと同じである又は似ており、関係する公衆の誤解を十分に招く場合。

(3) 被告が当該ドメイン名又はその主要部分について権益を得ず、当該ドメイン名を登録、使用する正当な理由がない場合。

(4) 被告に、当該ドメイン名の登録、使用について悪意がある場合。

第5条 被告の行為が次の行為の1に該当すると証明された場合、人民法院はそれに悪意があると認定しなければならない。

(1) 商業目的のために他人の著名な商標登録をドメイン名にした場合。

(2) 商業目的のために、原告の登録商標、ドメイン名などと同じ又は類似のドメイン名を使用し、故意に原告が提供する製品、サービス又は原告のウェブサイトとの混同を生じさせ、ネットワークユーザーがそのウェブサイト若しくはその他オンラインのサイトを間違って訪問するよう仕向ける。

(3) 高値で売出す、貸出す又はその他の方法で当該ドメイン名を譲渡し不当な利益を得る。

(4) ドメイン名を登録後自分で使用せずまた使用の準備もせず、意図して当該ドメイン名の権利人を阻止する場合。

(5) その他悪意の情状を備える場合。

被告が証拠を挙げて紛争事件が発生する以前にその有するドメイン名は既に一定の知名度を有していたとし、且つ原告の登録商標、ドメイン名などと区別することができる、又は悪意がないと十分に証明できるその他情状にある場合、人民法院は被告に悪意があるとは認定しないことができる。

第6条 人民法院がドメイン名の紛争事件を審理する場合、当事者の請求及び事件の具体的状況に基づき、関連する登録商標が著名かどうかについて法に照らし認定することができる。

第7条 人民法院はドメイン名紛争事件の審理において、本解釈第4条の規定に符合する情状について、関連の法律規定に基づき、権利侵害を構成する場合は、相応の法律規定を適用しなければならず、不当競争を構成した場合、民法通則第4条、反不正競争法第2条第1項の規定を適用することができる。

涉外ドメイン名紛争事件に関連する場合、民法通則第8条の規定に照らし処理しなければならない。

第8条 人民法院はドメイン名の登録、使用などの行為が権利侵害や不当競争を構成すると認める場合、被告に権利侵害、ドメイン名登録の停止を命じる或いは原告の申請に基づき原告が当該ドメイン名を登録、使用するよう命じることができる。権利人に実質的な損害を与えた場合、被告に損失を賠償するように命じることができる。